



大門町告示第13号

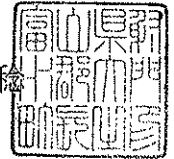
字の区域の変更及び廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の字の区域を次のとおり変更及び廃止するものとし、同条第2項の規定により告示する。

上記の処分は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による本江第一土地区画整理事業の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成17年6月17日

大門町長 田所 稔



1. 字の区域の新設に関するもの

市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「あおば台一丁目」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
大門町	本江	浦川	751の1、751の2、752の1、752の2、753の1、753の2、754から765まで、766の1、767、768の1、769の1の一部、770の1の一部、771の1の一部、772の1の一部、773の1の一部、774の1の一部、774の2の一部、775の1、775の2の一部、776の1、776の2、802の1、802の2、803の1、803の2、804の1から804の3まで、805の1から805の3まで、806の1から806の3まで、807の1、807の2、808の1、808の2、809の1、809の2、810の1、810の2、811の1、811の2、848の1の一部、848の2、849の1の一部、849の2、850の1の一部、850の2、851の1の一部、851の2、852の1の一部、852の2、853の1の一部、853の2、854の1の一部、854の2の一部、855の2の一部、

市町村名	従前の大字、字の区域を廃止し、新たに大字「あおば台二丁目」を設定する区域		
	大字名	字名	地番
大門町	本江	浦川	769の1の一部、770の1の一部、770の2、771の1の一部、771の3、772の1の一部、772の2、773の1の一部、773の2、774の1の一部、774の2の一部、775の2の一部、848の1の一部、849の1の一部、850の1の一部、851の1の一部、852の1の一部、853の1の一部、854の1の一部、854の2の一部、855の1、855の2の一部、856の1、856の3、857の1、857の2
	二口	轟	1136の1、1136の2、1137の1、1137の3、1138の1、1138の3、1139の1、1139の6

